

「空き家利活用事業」に 全員一致で附帯決議

50年ぶり

議案提出から
議決まで

3月定例会最終日に議長を除く全議員連名で「空き家利活用事業」の附帯決議案を提出。杉浦あきら議員が提案説明し、討論を行う。反対討論はなく、伊澤伸一議員、田境毅議員、水野千代子議員、丸山千代子議員がそれぞれ賛成討論を行った後に採決し、全員賛成で可決した。

令和3年度 幸田町一般会計予算に対する附帯決議書

当町議会は、令和3年度幸田町一般会計予算のうち「空き家利活用事業3850万円」を執行するに当たり、以下のことを決議する。

1. 賃貸料の内訳を示し、町の適正な金額とすること
2. 地域住民へ事業内容を説明し、理解を求めること
3. 具体的な利用目的、使用期間、明け渡し時の契約予定内容を示すこと
4. 法令を遵守し、最小の経費で最大の効果を挙げること

議会としては、空き家利活用事業は非常に重要な事業であると考え、基本的には賛成である。

今後は類似した事業を含め、拙速な事業推進は行わず、十分に内容を精査し、事前に議会へ協議をした上で、上記項目をすべて解決した後に、本事業を執行するものとする。

令和3年3月22日

幸田町議会



幸田町議会が附帯決議を行ったのは、昭和46年（1971年）以来のこと。

ことば解説

【※附帯決議】

町長（執行機関）から提案された予算や条例などの議案に対して、その執行にあたっての議会としての要望や意見等をあらわすもの。法的な拘束力はないが、町長は、この要望や意見等を尊重する政治的・道義的な責任を負う。



起立全員 よって原案可決

空き家活用事業

荻谷地区のまちづくり・ひとづくりの拠点施設として活用する。

空き家を活用することで、住環境などへの悪影響等を防ぐとともに、資源の有効活用・地域の活性化につながる。さらに、居心地の良い空間に加え、テレワーク設備等を整備することで、コロナ対策としての空間を提供す



明治10年築の空き家（荻谷内）

る。

3850万円

問 民法上、町が付属した部分が貸主に帰属する可能性があるか。

答 貸主の承諾を得て行うものであり、幸田町の所有である。

問 契約内容を具体的に。

答 躯体と屋根は所有者。内装、電気などの設備、バリアフリー施設、駐車場は町が

行う。

問 古民家再生にしても設計費550万円は高い。

答 概算計上であり、今後精査する。

問 借地借家料が年300万円とされたが、驚くほど高い気がするが。

答 町が借りる時の基準があるので、基準に基づき算定したい。

問 新旧住民の交流・居場所づくりとのことだが、いつから新住民が住むのか。それまでは家賃が無駄ではないか。

答 令和8年度から保留地の売却が始まる予定。

問 必要性などが理解されないように。

答 慎重にみなさんの意見を踏まえて進める。

問 必要性などが理解されないように。

空き家に要する経費一覧表

事業名	物件の所在地	土地面積	建物面積	使用目的	R3予算計上額 (単位:千円)	年間必要額 (単位:千円) 下段()は令和2年度支出額		
						家賃	その他	合計
空き家活用事業 (荻)	荻字西中地内	921.03㎡	166.69㎡	まちづくりの地域ワークショップ、各種団体の活動の場、テレワーク・コワーキングスペースなど	合計	概算 3,000	概算 500	3,500
					38,500			
多文化共生拠点整備事業 (旧JA豊坂支店)	野場字八富士地内	766.00㎡	202.00㎡	日本語サロン・プレスクール、日本語教室等の各種講座を開催する。国際交流協会事務所教育相談などの各種相談	合計	600	884	1,484
					27,070			
教育相談事業					1,100			
幸田駅前銀座 空き店舗活用事業	芦谷字幸田地内	1310.22㎡ の一部	1階:83.00㎡ 2階:26.80㎡ 合計:109.80㎡	社会活動促進(こうた町家をむすびサロン)	合計	2,400	2,600	5,000
					5,000	(990)	(2,434)	(3,424)

空き家の動向

幸田町では、空き家等の実態把握のため、平成28年度に本町全域を対象に調査が行われている。現地調査のうえ、226件の空き家または空き家と思われる建物が抽出されている。核家族化の進展や、高齢者のみの住宅は確実に増えており、これからはさらに増加すると見込まれる。

議会としては、空き家問題は重要なテーマの一つである。しかし、すべての空き家を町が借家して利用するのは必要性、財政面から不可能なこと。町が借りることは税金が投入されることであり、必要性や妥当性を今後も厳しく審査する。

本事業、附帯決議に対するご意見を議会にお寄せください。